

第379回 鳥取海区漁業調整委員会 次第

令和3年2月25日(木) 午前10時30分から
ホテルセントパレス倉吉 チェルシー(2階)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員指名

4 議 事

- (1) 鳥取県資源管理方針の一部変更(するめいか追加)について(諮問)
- (2) 令和3管理年度の特定水産資源くろまぐろ及びするめいかの漁獲可能量について(諮問)
- (3) 令和2管理年度の特定水産資源くろまぐろの漁獲可能量の変更について(諮問)
- (4) 知事許可漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示並びに許可の有効期間について(諮問)
- (5) 漁業の許可又は起業の許可に関する取扱方針の一部改正について(協議)
- (6) すくい網漁業の操業に関する委員会指示について(協議)
- (7) 今漁期のズワイガニ漁について(報告)

5 その他

6 閉 会

第 3 7 9 回鳥取海区漁業調整委員会
出席者名簿

第 2 1 期鳥取海区漁業調整委員会委員

任期：平成28年8月12日～令和3年3月31日

区分	氏名	備考
学識経験者	浜尾 ちえ乃	
	井本 慶子	
	灘本 晃一	(欠席)
公益代表	渡部 俊明	会長
公 選	板倉 高司	
	寺田 幸実	
	景山 一夫	会長職務代理者
	山根 正平	
	児玉 輝	
	武良 賢治	

県及び海区漁業調整委員会事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
農林水産部水産振興局	水産振興局長	國米 洋一	
境 港 水 産 事 務 所	係 長	尾田 昌紀	
水産振興局水産課	水産技師	永島 宗弥	
鳥 取 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事	事務局長	平野 誠師	水産課長併任
”	次 長	岸本 好博	
”	係 長	松田 成史	
”	主 事	吉田 光来	
”	主 事	吉村 龍斗	

漁業法改正による資源管理の移行について

水産課

1 漁業法改正前の資源管理について

法改正前の資源管理に係る措置は大きく分けて2系統ある。昭和の終わり頃から始まった漁業者の自主規制を主とする資源管理型漁業で、水産基本法の制定により資源管理指針・計画等の体系が整理された系統と、国連海洋法条約の批准により始まった TAC 管理を主とするものである。

【自主規制・水産基本法の系統】

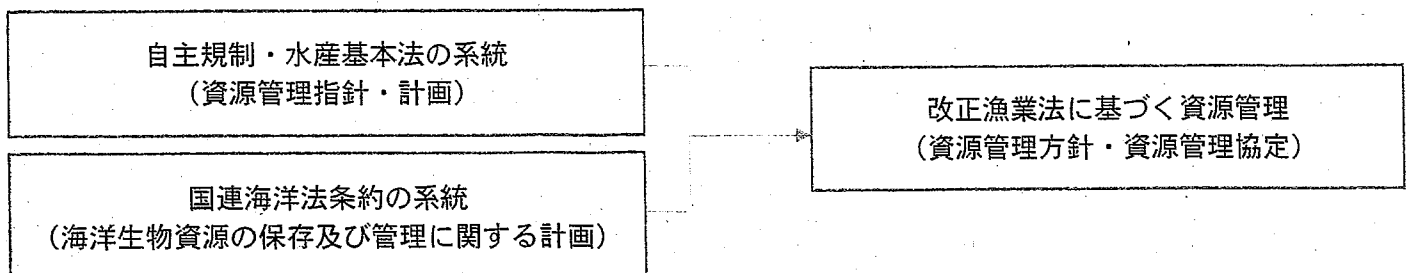
	名称	根拠法令・内容
国	資源管理指針	根拠 ○ 水産基本法 ○ 資源管理指針・計画作成要領（平成 23 年 3 月 23 日付け 22 水管第 2345 号水産庁長官通知） 内容
県	鳥取県資源管理指針	○ 平成 13 年に制定された水産基本法（水産基本計画）により平成 14 年から始まった「資源回復計画」が平成 23 年に終了し、新しく始まった制度。 ○ 資源管理と漁業補償対策に基づき資源管理を推進するもの。
漁業者	資源管理計画	○ TAC 魚種の対象・非対象にかかわらず、資源管理の指針を策定し、それに基づき漁業者が計画を作成、知事の認定を受けることで漁業補償対策の要件となる。 ○ ただちに失効はしないが、令和 5 年度をもって終了する。

【国連海洋法条約の系統】

	名称	根拠法令・内容
国	海洋生物資源の保存及び管理に関する計画	根拠 ○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 ○ 鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則 内容
県	鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画	○ 国連海洋法条約の批准により平成 8 年に法律が制定され、始まった資源管理の制度 ○ TAC 魚種の管理について定めた計画（くろまぐろは別出し） ○ 国の計画があり、下位に県計画がある。計画を補完する形で民間協定を締結している。
漁業者	くろまぐろの保存及び管理に関する協定	○ 県計画の変更等については、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされている。 ○ 根拠法が漁業法に組み込まれ、効力を失う。

2 法改正に伴う資源管理の統合と改正漁業法に基づく資源管理

漁業法の改正による TAC 法に基づいて行われていた資源管理と、資源回復計画からの流れで行われていた水産庁長官通知に基づく資源管理が統合された



【改正漁業法に基づく資源管理】

	名称	根拠法令・内容
国	資源管理基本方針 (別紙1-TAC魚種) (別紙2-非TAC魚種)	根拠 ○ 漁業法 ○ 鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則 ○ 鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則 内容 ○ 国の基本方針があり、下位に県方針がある。漁業者は県方針の管理の推進に効果的な協定を締結し、知事の承認を受けることで、漁業補償の要件となる。
県	鳥取県資源管理方針 (別紙-TAC魚種) 現在 TAC 魚種のみのため、別紙に頭番号は振っていないが、非 TAC 魚種、県独自魚種を追加次第、別紙 1-○、別紙 2-○、別紙 3-○と再編する。	○ 国の基本方針に定められる TAC 魚種は漁獲量ベースで約 8 割を満たすために 20 魚種程度に増える予定。 ○ 他にも約 200 種の資源評価が進められ、評価が進んだ魚種は国の基本方針別紙に追加されていく。これらの基礎資料とするため知事許可漁業の漁獲成績報告の国への提供が求められている。 ○ 県の方針は国の方針に定められた魚種で、当該県で漁獲があるものについて定めていく。TAC 魚種については漁獲可能量の配分方法等も記載する。また、国の方針に定められない魚種についても独自に県で定め、協定の対象(つまり漁業補償の対象)とすることができる。
漁業者	資源管理協定	○ 県方針の策定・変更・漁獲可能量の設定については、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされている。

3 資源管理に関わる組織の体制と役割

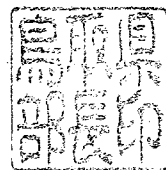
組織名	自主規制・水産基本法の系統	国連海洋法条約の系統	改正法に基づく資源管理
海区漁業調整委員会	資源管理指針の協議に対する答申	資源管理計画の諮問に対する答申(漁獲可能量は計画の中に記載)	資源管理方針の諮問に対する答申 漁獲可能量の設定の諮問に対する答申
資源管理実践協議会 (漁業者)	資源管理計画の作成、県への提出 資源管理計画の実行	協定の作成、県への提出 資源管理協定の実行	資源管理協定の作成、県への提出 資源管理協定の実行
資源管理協議会 (県、漁協、共済)	資源管理計画の履行状況の確認、効果の検証	協定の管理、協定に基づく漁獲量の管理(くろまぐろ)	資源管理協定の管理(履行確認、効果の検証)、漁獲量の管理(魚種は協定の内容による)
鳥取県(知事)	資源管理指針の策定 資源管理計画の認定	関連規則の制定 資源管理計画の策定 協定の認定 漁獲量の管理	関連規則の制定 資源管理方針の策定 協定の認定 漁獲量の管理



第202000287032号
令和3年2月15日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部長 西尾 博之



鳥取県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき諮問します。

鳥取県資源管理方針 新旧対照表

改正後	改正前																
<p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1 くろまぐろ(小型魚)」から「<u>別紙4 するめいか</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1)～(別紙2) 略 (別紙3)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>鳥取県まあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>箱網設置期間10ヶ月</td> </tr> <tr> <td>中型まき網漁業(きんちやく網)</td> <td>許可数1隻</td> </tr> <tr> <td>小型定置網漁業</td> <td>箱網設置期間10ヶ月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別紙4) 新設</p> <p>第1 特定水産資源 <u>するめいか</u></p> <p>第2 <u>知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u></p> <p>1 <u>鳥取県するめいか漁業</u></p> <p>(1) <u>当該知事管理区分を構成する事項</u></p> <p>ア <u>水域</u></p> <p><u>イの対象とする漁業に係る漁業者が、するめいかの採捕を行う水域</u></p> <p>イ <u>対象とする漁業</u></p> <p><u>鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕す</u></p>	漁業の種類	漁獲努力量	定置漁業	箱網設置期間10ヶ月	中型まき網漁業(きんちやく網)	許可数1隻	小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月	<p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1 くろまぐろ(小型魚)」から「<u>別紙3 まあじ</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1)～(別紙2) 略 (別紙3)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>鳥取県まあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>箱網設置期間10ヶ月 <u>未満</u></td> </tr> <tr> <td>中型まき網漁業(きんちやく網)</td> <td>許可数<u>上限</u>1隻</td> </tr> <tr> <td>小型定置網漁業</td> <td>箱網設置期間10ヶ月 <u>未満</u></td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁獲努力量	定置漁業	箱網設置期間10ヶ月 <u>未満</u>	中型まき網漁業(きんちやく網)	許可数 <u>上限</u> 1隻	小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月 <u>未満</u>
漁業の種類	漁獲努力量																
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月																
中型まき網漁業(きんちやく網)	許可数1隻																
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月																
漁業の種類	漁獲努力量																
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月 <u>未満</u>																
中型まき網漁業(きんちやく網)	許可数 <u>上限</u> 1隻																
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月 <u>未満</u>																

<p><u>る漁業</u></p> <p><u>ウ 漁獲可能期間</u></p> <p><u>周年</u></p> <p><u>(2) 漁獲量の管理の手法等</u></p> <p><u>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。</u></p> <p><u>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u></p> <p><u>全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する。</u></p> <p><u>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u></p> <p><u>鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）について、1隻当たりの自動いかつり機の搭載数8台（ドラム数16個）とする。</u></p>	
--	--

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県沿岸の海岸線は133kmで、起伏の少ない構造をしており、東部には岩礁海岸、中西部には転石帯、西部には外洋性内湾の美保湾を有し、その約65%が鳥取砂丘に代表される砂浜海岸で構成されている。海流については対馬暖流の沿岸流が卓越し、沖合に形成される島根沖冷水及び山陰若狭沖冷水の消長により、水産資源の稚仔の輸送や回遊魚の来遊が左右されることから、漁場形成が不安定な傾向がある。

このような環境の中で、沖合漁業は大臣許可漁業である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、日本海へにずわいがに漁業等が営まれ、沿岸漁業では刺網漁業、小型いかつり漁業、小型底びき網漁業、小型定置網漁業等の知事許可漁業、曳き縄釣り漁業、一本釣り漁業、あかいか樽ながし漁業などの自由漁業、アワビ、サザエ、イワガキ、海藻等を対象とした漁業権に基づく採貝・採藻漁業等が営まれている。

本県における漁業生産量及び生産金額（属人）はそれぞれ83,104トン、22,671百万円（平成30年漁業養殖業生産統計年報）となり、全国的には12位（漁業生産量）に位置している。また、2018年漁業センサスによると漁業就業者数は1,125人であり、2013年の同調査と比較すると195人（約15%）減少しているが、定置網漁獲物の直売イベント等の各浜の賑わいに繋がる活動が行われる等、地域において漁業は重要な産業である。

また、他の産業との関係では、ずわいがにを始めとした水産物は、観光業においても極めて重要な役割を果たしており、「蟹取県」と銘打った観光キャンペーンなどが展開されるなど、水産業は本県の極めて重要な産業であり、今後も水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用とし、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に則して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定

の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するためには有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効果的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 鳥取県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1 くろまぐる（小型魚）」か

ら「別紙4 するめいか」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号1(2)に掲げる漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

2 鳥取県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

3 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業をいう。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、下表のとおりとする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越しにより配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県沿岸くろまぐろ漁業に配分する。また、都道府県間等の融通により増減した漁獲可能量については、留保枠を除いたうえで、実績や消化率、採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

区分	漁獲可能量の配分
鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）に0.5を乗じた数量
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）に0.5を乗じた数量

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、下表のとおりとする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除

いた全量を鳥取県定置網漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能性を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

区分	漁獲可能性の配分
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）とする。

第4 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能性の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙3)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まあじ漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業（きんちやく網）	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月

(別紙4)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する

漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

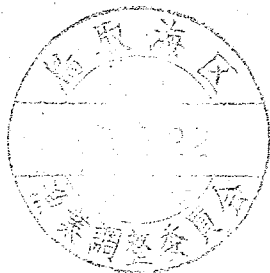
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）について、1隻当たりの自動いかつり機の搭載数8台（ドラム数16個）とする。



第202000278578号

令和3年2月8日

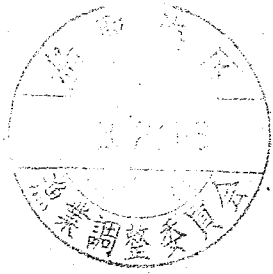
鳥取海区漁業調整委員会

会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理
区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定
に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定により諮問し
ます。



第202000288870号

令和3年2月15日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源するめいかの知事管理
区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定
の例により、知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定により諮
問します。

【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	0.75トン
	鳥取県定置漁業	0.75トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.1トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.3トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.6トン

令和3管理年度のくろまぐろ管理について

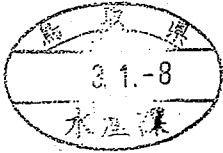
- 期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日
 ○当初配分枠：小型魚 1.7トン、大型魚 6.0トン
 ○前管理期間から繰越し、国の留保枠からの追加配分が5月頃に行われ、小型魚 5.0トン、大型魚 6.6トンの枠となる見込み。

1 令和3管理年度の当初配分（案）

種類	知事管理区分	合計（トン）	配分量（トン）	配分の考え方	備考
小型魚	沿岸くろまぐろ漁業（曳き縄）	<u>1.7</u>	0.75	50%※	前管理期間からの繰越しは、沿岸くろまぐろ漁業へ配分。融通により増減した場合は実績や消化率を勘案して配分する。 ※混獲管理分、留保枠を除く。
	定置網漁業		0.75	50%※	
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.1	10%	
大型魚	定置網漁業	<u>6.0</u>	5.3	100%※	前管理期間からの繰越しは、定置網漁業へ配分。融通により増減した場合は実績や消化率を勘案して配分する。 ※混獲管理分、留保枠を除く。
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.6	10%	

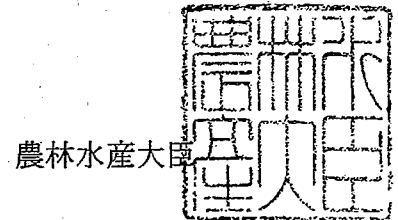
2 前管理期間から繰越し、国の留保枠からの追加配分（見込み）

種類	知事管理区分	合計（トン）	配分量（トン）	配分の考え方	追加配分の内訳
小型魚	沿岸くろまぐろ漁業（曳き縄）	<u>5.0</u>	2.25	50%※	前管理期間から繰越し：0.1トン 国留保枠から追加： <u>3.2トン</u>
	定置網漁業		2.15	50%※	
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.5	10%	
大型魚	定置網漁業	<u>6.6</u>	5.9	100%※	前管理期間から繰越し： <u>0.6トン</u>
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.6	10%	



2水管第1992号
令和2年12月24日

鳥取県知事 殿



くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)
くろまぐろ (小型魚)	1.7トン
くろまぐろ (大型魚)	6.0トン

【別紙】

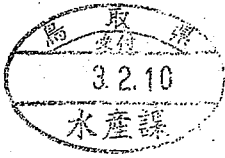
特定水産資源するめいかに関する令和3年管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県するめいか漁業	現行水準

＜参考＞近年のするめいか漁獲量

年度（西暦）	年度（和暦）	漁獲量(t)
2015年度	平成27年度	65
2016年度	平成28年度	53
2017年度	平成29年度	34
2018年度	平成30年度	57
2019年度	令和元年度	93

漁獲可能量の算定根拠



2水管第 2335 号
令和 3 年 2 月 8 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.07	50 トン未満